

## 平成26年涌谷町議会定例会1月第2回会議（第1日）

平成26年1月14日（火曜日）

議事日程（第1号）

1. 開 会
1. 開 議
1. 会議録署名議員の指名
1. 会議日程の決定
1. 陳情審査報告の上程、説明、質疑、討論、採決
1. 議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決
1. 散 会

午前10時開会

出席議員（13名）

2番	只野順君	4番	久勉君
5番	杉浦謙一君	6番	大平義孝君
7番	伊藤雅一君	8番	門田善則君
9番	鈴木英雅君	10番	木村正義君
11番	長崎達雄君	12番	加藤紀君
13番	大橋信夫君	14番	大泉治君
15番	遠藤积雄君		

---

欠席議員（2名）

1番	大友啓一君	3番	後藤洋一君
----	-------	----	-------

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	安部周治君	副町長	菅原孝治君
総務課長 兼参事	城口貴志生君	企画兼 参事	高橋宏明君
町民生活課長	泉沢幸吉君		

---

事務局職員出席者

参事兼事務局長	高橋正幸	総務班長	木村智香子
主査	金山みどり		

◎開会の宣告

(午後1時30分)

○議長(遠藤稔雄君) 皆様、ご参集誠にご苦労様でございます。ご多忙の中会議に出席いただきましたこと厚く御礼申し上げます。

議事運営につきましても、これまで同様によりしくご協力のほどをお願い申し上げます。

ここで開会前にお知らせしておきます。

大友啓一議員から欠席、後藤洋一議員から欠席の届けが出ております。

○議長(遠藤稔雄君) 本日、1月14日は休会の日ですが、議事の都合により、平成26年涌谷町議会定例会を再開し、1月第2回会議を開会いたします。

-----◇-----

◎開議の宣告

○議長(遠藤稔雄君) 直ちに会議を開きます。

-----◇-----

◎議事日程の報告

○議長(遠藤稔雄君) 日程をお知らせいたします。

日程は、お手元に配った日程表のとおりでございます。

-----◇-----

◎会議録署名議員の指名

○議長(遠藤稔雄君) 日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名は、会議規則第110条の規定により、議長において6番大平義孝君、7番伊藤雅一君を指名いたします。

-----◇-----

◎会議日程の決定

○議長(遠藤稔雄君) 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

1月第2回会議の日程につきましては、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(遠藤稔雄君) 異議なしと認めます。よって、1月第2回会議の日程は本日1日と決しました。

◇

◎陳情審査報告の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤 積雄君） 日程第3、陳情審査報告

かねて産業廃棄物中間処理施設設置に関する調査特別委員会に付託しておりました平成25年陳情第10号  
有限会社幸和（社長佐藤竜二氏）が涌谷町涌谷字黄金山6番20、6番80の社有地内に計画中の産業廃棄物中  
間処理施設（破碎）の設置反対に関する陳情書についての委員長報告を議題といたします。

ここで委員長の報告を求めます。

産業廃棄物中間処理施設設置に関する調査特別委員会委員長 大泉 治君。

○委員長（大泉 治君） それではご報告いたします。

涌委第87号

平成26年1月10日

涌谷町議会議長 遠藤 積雄 殿

産業廃棄物中間処理施設設置に関する調査特別委員会委員長 大泉 治

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会に付託の陳情を審査した結果、下記のとおり決定したから涌谷町議会会議規則第87条第1項の規  
定により報告します。

記

- 1 受理番号 平成25年 陳情第10号
- 2 付託年月日 平成25年12月6日
- 3 件名 有限会社幸和（社長佐藤竜二氏）が涌谷町涌谷字黄金山6番20、6番80の社有地内に計画中の産  
業廃棄物中間処理施設（破碎）の設置反対に関する陳情書
- 4 審査の結果 採択すべきもの
- 5 特別委員会報告書 別紙でございます。

別紙についてご説明申し上げます。

産業廃棄物中間処理施設設置に関する調査特別委員会報告書

1 陳情書の取り扱いについて

陳情書が、平成25年11月21日、議長に提出され、受理したので平成25年12月6日第4回定例会12  
月会議において、陳情提出者代表1名より趣旨説明を聴取したのち委員会付託とし、議長を除く全議員で構  
成する「産業廃棄物中間処理施設設置に関する調査特別委員会」を設置し、さらに、作業の迅速性、機動性  
を図るために小委員会を設置して調査することと決したものである。

2 陳情書の趣旨

下記にあります(1)から(6)の理由により、産業廃棄物中間処理施設（破碎）設置に反対する意見書を求め  
られたものでございます。

3 調査結果報告

12月6日より、小委員会を含め計6回の調査と、4回のまとめの委員会を開催しております。

#### 4 調査内容

(有)幸和が県に提出した、産業廃棄物中間処理施設(仮称)こがねリサイクルセンターの事業計画概要について提出書類・関係法令・関係書類と照らし合わせ、現場調査も実施いたしました。

それから類似施設の調査並びに見学も行いました。類似施設につきましては、(株)木村土建リサイクル中間処理施設エコランド・キムラ。それから、(株)環境開発公社MCM。もう1社は、(有)幸和大郷リサイクル工場でございます。

以上から所感を申し上げます。

当初策定した調査計画に沿って調査を実施したが、(有)幸和が行ってきた施設設置手順、運営理念と、先行事業者の(株)木村土建、(株)環境開発公社MCMとの施設設置手順・施設運営理念に乖離がある。

具体的には、施設設置手順の大前提である地元住民対策の問題があると思わます。

その1つとして、9月12日の上町区、10月26日の黄金区の住民説明会に出席できなかったまたは、しなかった住民に説明をする必要があったと思われる点。

先行事業者の(株)木村土建は全戸説明・同意の確認。融和対策。(株)環境開発公社MCMも住民融和対策を最重点として捉えております。

2つ目として、(有)幸和が設置申請している場所は確かに宮城県の緑地環境保全地域の除外地ではあるが、周辺地区は依然として緑地環境保全地域でありその保全に申請書類上は配慮が見られない。

3つ目として、排水計画に不透明な点がある。破碎処理水は発生しても影響が無いとしているが、施設面積9,000平方メートルを含む20,628平方メートルの雨水の放流先が将来的には隣接地を経由させて境沢・上町方向へとしている点。そのためには隣接地を保有する地権者の同意が必要と思われるが、現場説明の時点では明確に説明しておらず理解は難しく、陳情者が案じている黄金地区への放流水による水害発生の恐れは現実のものとして捉えざるを得ない。

4つ目として、放流水の処理であるが、具体的に予想される放流量・水質の問題・必須と思われる分離槽・もしくは貯留槽の規模を示すべきと思われる。

5つ目として、上町方面であれ黄金地区方面であれ、例え、直接流入しなくとも最終放流水路の管理者である涌谷町土地改良区に正式な申し入れが行われておらず甚だ問題であると思われる。涌谷町土地改良区は完全処理水が放流の条件としている。

更に、処分した瓦れきの活用方法に理解しがたい点があり、捉え方によっては誤解を招く作為的ではと思われる説明があった。

申請書類の不備な点は、県の指導、付帯条件が示されれば従うとしているが、本来であれば不備な点は、予め解決策を探り改善策を示すべきと思われ、この点でも住民不信を招いているのではなかったかと思われる。委員会においても同様の指摘意見が出された。

このような施設の必要性は東日本大震災直後の不燃瓦れき処理・可燃瓦れき処理において避けられないものと我々も十分に肝に銘じ、涌谷町議会においても沿岸部からの瓦れき一時受け入れを表明した。このことは全国の自治体において、賛否が分かれ住民・自治体間の軋轢になったことは国民性の問題としても大きな

議論になった経緯がある。

今回、震災地区における原材料不足を補うものとしてほしい業者の気持ちは理解しようとしては思うが、その姿勢が地域住民の根強い不信感を取り除き、十二分に理解を得るべき企業としての責任の上になされなければならないものと思われる。

だからこそ、自治体は慎重の上にも慎重を重ね、誤ることのない、謬らせることのない判断が求められるものと思い、それを求めたい。

更に町は、陳情書においても指摘されている、降雨時の洪水状態について、地形を十分に調査して県にも働き掛けながら地域住民の不安、不信の除去に努める必要性があったことについては猛省を促したい。

以上、制約された条件の中での調査ではあったが、陳情に至った地域住民の声を真摯に受け止め、涌谷町の誇りでもある日本初の産金地を守ろうとしている地域住民の姿を町全体の課題として受け止め、議会としては、この事業を認める訳にはいかない。以上でございます。

○議長（遠藤稔雄君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。平成25年陳情第10号 有限会社幸和（社長佐藤竜二氏）が涌谷町涌谷字黄金山6番20、6番80の社有地内に計画中の産業廃棄物中間処理施設（破砕）の設置反対に関する陳情書は、委員長報告のとおり採択と決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。よって、平成25年陳情第10号は委員長報告のとおり採択と決しました。

---

◇

#### ◎議発第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第4、議発第1号 産業廃棄物中間処理施設設置の許可をしないよう求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局総務班長をもって朗読いたさせます。

○議会事務局総務班長（木村智香子君） 朗読いたします。

議発第1号

産業廃棄物中間処理施設設置の許可をしないよう求める意見書の提出について  
標記について、別紙のとおり提出します。

平成26年1月14日

提出者	涌谷町議会議員	大 泉 治
賛成者	同	加 藤 紀
賛成者	同	大 橋 信 夫
賛成者	同	長 崎 達 雄

涌谷町議会議長殿。

別紙。

産業廃棄物中間処理施設設置の許可をしないよう求める意見書（案）

涌谷町涌谷字黄金山地内における産業廃棄物処理施設の設置に関しては、平成5年5月に県の許可を得て、涌谷町・黄金行政区・事業者による生活環境の保全に関する三者協定を締結し操業していたところ、施設内での火災や油流出等の事故があり、地域住民の粘り強い反対運動により事業廃止に追い込み、反対活動に携わってきた全ての人々が安堵したところである。

ところが、平成25年9月に、有限会社 幸 和 が涌谷町涌谷字黄金山地内に産業廃棄物中間処理施設（破碎）の設置計画があることが明らかになり、周辺地域住民による「黄金の森を守る会」が活動を再開し、本町議会に建設反対の陳情書が提出された。なお、反対に対する署名3,733名分が、12月末に提出されている。

当該施設の設置予定地は、宮城県の緑地環境保全地域の除外地ではあるが、周辺地域は依然として緑地環境保全地域であり、その保全と生活環境への配慮が見られない上、施設面積9,000平方メートルを含む20,628平方メートルに必要な調整池を埋めた。

雨水の放流先が将来的には隣接地を經由させ放流する計画ではあるが、隣接地を保有する地権者の同意が必要であり、陳情者が案じている黄金地区への放流水による水害発生の恐れは現実のものとして捉えざるを得ない。

設置しようとする事業者は、地域住民の理解と同意が必須であり、地域住民の理解を得た上での申請でなければならない。このような中、住民の更なる負担となる産業廃棄物中間処理施設設置は許すことができない。

よって、涌谷町議会は、住民の生命・財産を守り、自然環境を保護保全する立場から、涌谷町涌谷字黄金山地内における産業廃棄物中間処理施設設置に反対するものであり、県は、降雨時の洪水状態についてその地形を十分調査し、設置計画に係る事務に当たっては、地域住民の意思を重く受け止め、設置の許可をしないよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年1月14日

宮城県涌谷町議会

宮城県知事 殿

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） ただいまの朗読で意見書の内容が理解できたものと判断し提出者の説明を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

これより提出者に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。11番。

○議長（遠藤稔雄君） 賛成ですか。反対ですか。

〔「賛成です。」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。11番。

○11番（長崎達雄君） 産業廃棄物中間処理施設設置の許可をしないよう求める意見書に賛成の立場で討論させていただきます。

町長は、12月13日意見書を県に郵送されたが、先の陳情審査報告書で示されたとおり、議会は全会一致で涌谷町の誇りでもある日本初の産金地を守ろうとしている地域住民の姿を、町全体の課題として受け止め、議会としてはこの事業を認めるわけにはいかないと、設置反対を決めました。

このように、真っ向から相反する結果となりましたが、町長は議会の審査報告書をどう受け止め、今後どう対応して行くのか。議会は町の未来に禍根を残してはならないと、ノーの決定をしたのでありますから、先の設置容認の意見書を取り下げ、改めて設置容認はできないという意見書を提出されるよう私は望むものでございます。

町長は、涌谷町民を敵に回して、あくまでも幸和をとるのか、宮城県民が注目している事件であります。よって、私はこの意見書に賛成をするものであります。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第1号 産業廃棄物中間処理施設設置の許可をしないよう求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。よって、議発第1号 産業廃棄物中間処理施設設置の許可をしないよう求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。



### ◎休会の宣告

○議長（遠藤稔雄君） 以上をもって、今期涌谷町議会定例会1月第2回会議に付された事件はすべて議了いたしました。

○議長（遠藤稔雄君） お諮りいたします。

本会議は、この後、明日1月15日から12月26日までの346日間を休会といたしたいと思っております。これにご



異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、明日1月15日から12月26日までの346日間を休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後1時51分